|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00025　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正　平成14年４月17日　一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成14年９月17日　一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成15年３月12日　一部改正平成15年９月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成16年10月18日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成19年３月14日　一部改正　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則によるもの以外の輸出契約等に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。（内諾）第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日 01-制度-00060）によるものとする。（申込み）第２条　貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）が締結された日から、原則として、１月以内に別紙様式第１による貿易一般保険申込書に輸出契約等を証する書類及びその内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が約款上明記されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。（輸出契約等の重大な内容変更等の通知）第３条　保険契約者は、被保険者が約款第２２条第１項の規定に基づき輸出契約等に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約等の重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第２による貿易一般保険変更承認申請書に、当該変更の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）及び当該変更を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、約款第２２条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第２による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。　　（第３条～第15条、省略）（保険金受取人の指定等の通知） 第16条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第11による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第17条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店等に提出するものとする。（保険金の支払の請求）第18条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第13－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第13－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ﾛ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し 　　　(ｲ)　供給契約を証する書類　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類 　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類 　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）　　　(ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書　　　(ﾄ)　保険事故の内容を証する書類　　⑤　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し 　　⑥　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 ⑧　その他参考となる書類　二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険の場合 　　①　保険金請求経緯書(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前６月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　未決済額が確認できる書類 　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書 　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し　　⑦　保険事故を証する書類 　　　(ｲ)　非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類　　　(ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し 　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 　　⑩　船積みを証する書類の写し 　　⑪　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑫　輸出契約等を証する書類の写し　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し　　⑭　決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し⑮　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑯　その他参考となる書類２　一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に 請求するものとする。 ３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。　　　附　則 １　この細則は、平成13年４月１日から実施する。２　第２条に規定する申込書及び第３条に規定する申請書については、日本貿易保険の定めるところによりこれを省略することができる。この場合には、ＯＣＲシートをもって当該申込書又は申請書とする。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。２　第18条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。３　第21条及び第22条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。　　　附　則１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。２　第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）、貿易一般保険（船積後）債権登録通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ０）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　附　則この改正は、平成15年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年４月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年10月18日から実施する。附　則この改正は、平成17年４月１日から実施する。附　則この改正は、平成17年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成18年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成18年12月４日から実施する。附　則この改正は、平成19年４月１日から実施する。 |  貿易一般保険包括保険（機械設備・電線・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則平成13年４月１日　01-制度-00025　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沿革　平成13年９月21日　一部改正　平成14年４月17日　一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成14年９月17日　一部改正　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成15年３月12日　一部改正平成15年９月12日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成16年10月18日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年９月21日　一部改正平成18年11月29日　一部改正　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる輸出契約等のうち、貿易一般保険包括保険（機械設備・電線・鉄道車両・船舶：特定２年未満案件）手続細則によるもの以外の輸出契約等に係る申込みその他手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。（内諾）第１条　貿易一般保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成13年４月１日 01-制度-00060）によるものとする。（申込み）第２条　貿易一般保険包括保険（設備財）特約書に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき輸出契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）が締結された日から、原則として、１月以内に別紙様式第１による貿易一般保険申込書に輸出契約等を証する書類及びその内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の輸出契約等で代金、賃貸料又は対価（以下「代金等」という。）が２以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が２以上にわたる場合、貨物の輸出、販売又は賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が約款上明記されている場合、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。（輸出契約等の重大な内容変更等の通知）第３条　保険契約者は、被保険者が約款第２２条第１項の規定に基づき輸出契約等に重大な内容変更等（別表２に掲げる「輸出契約等の重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第２による貿易一般保険変更承認申請書に、当該変更の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）、当該変更を証する書類の写し及び貿易一般保険保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　被保険者は、約款第２２条第６項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第２による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店等に提出するものとする。　　（第３条～第15条、省略）（保険金受取人の指定等の通知） 第16条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第11による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したＯＣＲシート（２ １ ０ ０）、当該指定等を証する書類の写し及び保険証券の写しを添付し、本店等に提出するものとする。（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）第17条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店等に提出するものとする。（保険金の支払の請求）第18条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第13－１による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第13－２による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、第一号④(ﾍ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ﾛ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。　一　約款第３条第１号のてん補危険の場合　　①　保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、様式任意②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　損失計算書　　④　損失計算の基礎となる証拠書類の写し 　　　(ｲ)　供給契約を証する書類　　　(ﾛ)　既支出費用を証する書類 　　　(ﾊ)　貨物の処分を証する書類 　　　(ﾆ)　貨物の処分のために要した費用を証する書類　　　(ﾎ)　貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）　　　(ﾍ)　在庫証明書、入出庫証明書　　　(ﾄ)　保険事故の内容を証する書類　　⑤　輸出契約書又は仲介貿易契約書の写し 　　⑥　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑦　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類 ⑧　その他参考となる書類　二　約款第３条第２号又は第４号のてん補危険の場合 　　①　保険金請求経緯書(ｲ)　請求する保険金の額が３００万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書(ﾛ)　請求する保険金の額が３００万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意(ⅰ)　保険金請求に至る経緯(ⅱ)　支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）なお、取引の状況については、本保険金請求にかかる船積日前６月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。(ⅲ)　支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況(ⅳ)　輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況(ⅴ)　今後の回収見通し(ⅵ)　延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）　　②　質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書　　③　未決済額が確認できる書類 　　④　一部入金がある場合は、入金を確認できる書類　　⑤　外貨建ての場合は、為替換算率証明書 　　⑥　手形が発行されている場合は、その写し　　⑦　保険事故を証する書類 　　　(ｲ)　非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類　　　(ﾛ)　信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類　　⑧　支払保証付案件については、その保証状の写し 　　（Ｌ／Ｇの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）　　⑨　他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類 　　⑩　船積みを証する書類の写し 　　⑪　保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）　　⑫　輸出契約等を証する書類の写し　　⑬　輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し　　⑭　決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し⑮　保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類　　⑯　その他参考となる書類２　一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に 請求するものとする。 ３　前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。　　　附　則 １　この細則は、平成13年４月１日から実施する。２　第２条に規定する申込書及び第３条に規定する申請書については、日本貿易保険の定めるところによりこれを省略することができる。この場合には、ＯＣＲシートをもって当該申込書又は申請書とする。　　　附　則　この改正は、平成13年10月１日から実施する。　　　附　則　この改正は、平成14年４月17日から実施する。　　　附　則１　この改正は、平成14年10月１日から実施する。２　第18条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。３　第21条及び第22条の規定にかかわらず、2001年３月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。　　　附　則１　この改正は、平成15年４月１日から実施する。２　第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の貿易一般保険（船積後）損失発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）危険発生通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ １）、貿易一般保険（船積後）入金通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ２）、貿易一般保険（船積後）債権登録通知書（ＯＣＲシート３ １ ０ ０）及び貿易一般保険（船積後）保険金請求書（ＯＣＲシート３ １ ０ ３）による提出を認めるものとする。　　附　則この改正は、平成15年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年４月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成16年10月18日から実施する。附　則この改正は、平成17年４月１日から実施する。附　則この改正は、平成17年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成18年10月１日から実施する。附　則この改正は、平成18年12月４日から実施する。 |